

議案第 6 7 号

北名古屋市障害者計画・障害福祉計画策定委員会条例の一部改正について

北名古屋市障害者計画・障害福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、児童福祉法の一部改正により、障害児福祉計画の策定が義務付けられたため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市障害者計画・障害福祉計画策定委員会条例の一部を改正
する条例

北名古屋市障害者計画・障害福祉計画策定委員会条例（平成２６年北名古屋
市条例第８号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北名古屋市障害者計画等策定委員会条例

第１条中「及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律（平成１７年法律第１２３号）第８８条第１項」を「、障害者の日
常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１
２３号）第８８条第１項及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第
３３条の２０第１項」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に、「北名古
屋市障害者計画・障害福祉計画策定委員会」を「北名古屋市障害者計画等
策定委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正）

- ２ 北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例（平成１８年北名古屋市条例第４４号）の一部を次のように改正
する。

別表障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員の項を次のように改
める。

障害者計画等策定委員会委員	日額 ６，０００円
---------------	-----------